

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	19 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私は、昭和40年6月に結婚した後は、国民年金保険料は自分で納付し、46年4月にA市B地区に転居した際も住所変更手続きをきちんと行い、送付された納付書によりB地区内にある同市役所の出張所で申立期間の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、送付された納付書によりA市役所の出張所で申立期間の保険料を納付したと申し立てているところ、同市では申立期間には納付書による納付が開始されており、申立内容と一致する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和38年8月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料納付が可能な期間である上、申立期間前後の期間は納付済みとなっており、申立人が12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、昭和48年4月から49年3月までの1年間の免除承認通知書を所持しているが、平成20年の老齢厚生年金裁定請求時に免除期間が取り消され、未加入期間とされたことに納得できない。申立期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する免除承認通知書、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（旧台帳）から、申立人は、申立期間は強制加入被保険者として管理され、免除期間となっていることが確認できるが、申立人が60歳になった平成20年*月の老齢厚生年金裁定請求時に、申立人の夫が申立期間において厚生年金保険に加入していることが判明したことから、申立人は、制度上、申立期間は強制加入ではなく任意加入となるため、同年4月24日付けで申立期間の被保険者資格記録が取り消され、申立期間は、免除期間から未加入期間に記録訂正が行われている。

しかしながら、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、30年以上の長期間にわたり醸成されてきたと認められるところであり、申立期間が強制加入期間でなかったことを理由として、免除期間と認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和40年1月から同年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、役場の職員が自宅まで集金に来て納付していたが、妻の年金受給時に、未納期間があることを知った。保険料の未納は無いはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立期間は3か月間と短期間である上、申立人は、当該期間の前後の期間、国民年金保険料を納付しており、申立期間以外に未納は無いことから、当該期間の保険料納付ができなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人の妻は、「保険料は、役場の職員が定期的に集金に来ており、夫がその職員を経由して納付していたにもかかわらず、未納となっている。」と申述している。

しかしながら、申立人が申立期間当時居住していたA町B地区及び同町C地区において、申立人と同じく昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得した者100人について、国民年金被保険者名簿に記載された36年4月から41年12月までの期間の保険料納付日を調査したところ、近隣者同士で保険料納付日が継続的に同日である傾向が確認できることから、特定の地域ごとに集金人が保険料を集金していたことはう

かがえるものの、申立人及びその妻は、39年4月から同年12月までの保険料を40年1月19日にまとめて納付していること、同日に9か月の保険料をまとめて納付している者は近隣には見当たらないこと、近隣者に3年以上保険料が未納である者は確認できないこと、申立人及びその妻が近隣者と納付傾向が同じになるのは40年4月以降であることから、その妻の申述は同年同月以降の内容であると考えられる。

また、申立期間①については、申立人及びその妻と同居していた申立人の弟の国民年金保険料も未納である上、申立人の妻は、当時の保険料額及び納付書に関する記憶が明確ではなく、集金人に保険料納付を行ったとする申立人は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金被保険者名簿では、国民年金保険料を納付した記録が確認できない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に昭和35年10月頃に払い出されたと推認される国民年金手帳記号番号（*）以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

関東（山梨）厚生年金 事案 7819

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務していた際の厚生年金保険の被保険者記録に誤りがある。同社には月末まで勤務し、一日も空けることなく転職していたのに、年金事務所の記録では、申立期間の被保険者記録が無い。

調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答及び申立人が保管していた給料明細書により、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書における保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は納付したと回答しているが、事業主が資格喪失日を平成8年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7820

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、昭和49年12月から50年2月までは明らかでないと認められ、同年3月は履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月31日から50年4月1日まで
昭和49年2月から50年8月まで、A社のB営業所に継続して勤務していたが、年金事務所の記録では、C地区の同社において49年12月31日に資格喪失し、その後、D地区の同社において50年4月1日に再び資格取得しており、転籍した頃である申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人は、A社に入社して以降、昭和50年8月に退職するまでの期間に、勤務形態及び業務内容等に変更は無く、同社に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人は、「給与計算はA社（C地区）で一括して行われ、明細書がC地区から郵送されてきた。B営業所ではその明細書に基づいた給与が現金で支給されていた。」と供述しているところ、複数の同僚が同様の供述をしている

さらに、商業登記簿謄本により、A社（C地区）と同社（D地区）の事業主の一人が同一人であったことが確認できるところ、事業所別被保険者名簿によると、同社（C地区）が適用事業所でなくなった後、同社（D地

区)が適用事業所となった昭和 50 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した 14 人全員が、同社(C地区)における被保険者記録を有していることが確認できる。

加えて、複数の同僚は、「申立期間及びその期間の前後において、雇用条件や給与形態等は変わっていない。」と供述している上、役員を含む複数の同僚は、「申立期間においても、給与の支払があり、保険料も継続して控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、同僚の供述及びA社(D地区)が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和 50 年 4 月 1 日であり、同日付けで、同社(C地区)において厚生年金保険被保険者であった者 14 人が一斉に同社(D地区)において資格取得していることが事業所別被保険者名簿により確認できることから、申立人の同社(C地区)に係る資格喪失日の記録を同年 4 月 1 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社(C地区)における昭和 49 年 11 月の事業所別被保険者名簿の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和 49 年 12 月 31 日から 50 年 3 月 31 日までの期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社(C地区)は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、複数の事業主は既に亡くなっているか、又は、所在が分からないため、供述を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、A社(C地区)は、昭和 50 年 3 月 31 日に適用事業所ではなくなっているが、同社は法人事業所であり、5 人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、申立期間のうち、同年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間についても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

したがって、当該期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（長野）厚生年金 事案 7822

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで
A社に昭和44年に就職して、51年に退職するまで継続して不動産部門の仕事に携わった。C業種の会社に出向となった45年11月の厚生年金保険の記録が無いが、この時も同じ職場で勤務していたので、調査して、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の給与事務を行っているD社から提出された人事記録及び担当者の証言から判断すると、申立人がA社及びその関連会社であるE社に継続して勤務し（昭和45年12月1日にA社からE社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を申立期間②は1万3,000円、申立期間③及び④は2万5,000円、申立期間⑤は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日
② 平成 15 年 12 月 19 日
③ 平成 17 年 8 月 12 日
④ 平成 17 年 12 月 16 日
⑤ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、平成15年8月、同年12月、17年8月、同年12月及び18年8月に支給された賞与の記録が無かった。

申立期間②から⑤までについては、私が所持している預金通帳に、A社から賞与が支給されたことが確認できるので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

また、申立期間①についても、A社から賞与が支給されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から⑤までについては、A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間②は1万3,000円、申立期間③及び④は2万5,000円、申立期間⑤は1万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと

認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、A社から提出された申立人に係る平成15年の貸金台帳及びB銀行C支店から提出された申立人に係る普通預金取引明細表により、同年8月15日の給与の振込みは確認できるものの、同年8月8日の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認められることから、申立期間①から③までの標準賞与額に係る記録を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 8 月 12 日
② 平成 17 年 12 月 16 日
③ 平成 18 年 8 月 11 日

年金記録を確認したところ、A社において、平成17年8月、同年12月及び18年8月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間①から③までにおいて、その主張する標準賞与額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7829

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年12月31日から12年1月1日まで
平成11年12月31日までA社に勤務したが、年金記録を確認したところ、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格が喪失しており、同年12月については被保険者期間となっていない。申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる給与明細書を所持しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答、雇用保険の記録及び申立人が所持する給与明細書により、申立人は平成11年12月31日までA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書における保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成11年12月31日であることが確認できることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、そ

の後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7830

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年6月30日から同年7月1日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。昭和39年7月1日付けでB市の事業所からC区の事業所に転勤したが、当該期間も同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同時期にA社（B市）から同社（C区）に異動した元同僚の供述及び当該同僚から提出された給料明細書から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（同社（B市）から同社（C区）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記同僚は、昭和39年7月1日付けでA社（B市）から同社（C区）に異動したとしているほか、当時の社会保険事務担当者は、転勤辞令は通常1日付けであったと供述していることから、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（B市）における昭和39年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、申立事業所は既に倒産しており、元事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 39 年 7 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 6 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7831

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を29万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

A法人において、申立期間に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された金融機関の預金通帳の写しにより、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、所持する賞与明細書により、申立期間において、厚生年金保険料を賞与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準賞与額については、前述の申立人の預金通帳の写し及び同僚の所持する賞与明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、29万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かにつ

いては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7832

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を67万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社B支店において、平成 15 年 12 月 10 日に支給を受けた賞与の記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、申立人が申立期間において賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上述の賞与一覧表、厚生年金基金の記録及び健康保険組合の記録により、67万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

関東（群馬）厚生年金 事案 7833

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年12月10日から52年1月5日まで
A社に昭和49年7月1日に入社し、平成7年3月20日に退職するまで継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。本社への転籍に伴い記録が欠落したと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の妻、A社B支店長及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し（昭和52年1月5日に同社B支店（適用事業所名は、A社）から同社本店（適用事業所名は、A社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和51年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は昭和52年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料は保管されていない上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成9年1月6日から同年3月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成9年4月16日であると認められることから、申立期間②の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成9年3月の標準報酬月額については30万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月から9年1月6日まで
② 平成9年1月6日から同年4月16日まで
③ 平成9年4月16日から同年9月まで

平成8年5月にA社に入社し、9年9月まで勤務したが、この期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間①及び③の厚生年金保険の被保険者記録が無い。さらに、申立期間②の標準報酬月額は30万円であるはずなのに11万8,000円となっている上、資格喪失日が同年3月31日となっている。納得できないので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録では、申立人の平成9年1月及び同年2月の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年3月31日より後の同年4月16日付けで、遡って11万8,000円に引き下げられ、同日において、申立人が同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確

認できる。

また、オンライン記録によると、平成9年4月16日付けで代表取締役を含む14人が、申立人と同様に遡って標準報酬月額を5等級以上減額され、かつ、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録から、申立人が申立期間②においてA社に勤務していたことが確認できる上、同僚が所持する給与明細書から、同僚は当該期間において、上記の訂正処理前の標準報酬月額に見合う給与の支給を受けていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日を平成9年3月31日とする処理及び標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該資格喪失処理及び標準報酬月額に係る記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人に係る資格喪失日を上記の喪失処理日である同年4月16日に訂正し、申立期間②に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間①について、申立人の雇用保険の加入記録（平成8年3月29日取得）から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①当時に被保険者記録のある同僚に照会したが、回答のあった複数の同僚が申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について「不明。」としている上、一人の同僚は、「厚生年金保険に加入するまでの間は、給与から雇用保険料のみ控除され、厚生年金保険料及び健康保険料は控除されていなかった。」と供述している。

- 3 申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録（平成9年8月8日離職）から、同年8月8日までの間については、申立人が社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成9年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時被保険者であった事業主を含む15人全員が同日付けで被保険者資格を喪失している上、そのうち、3人が同日に国民年金に加入していることが確認できる。

また、同社の元役員は、A社での勤務期間に被保険者期間の欠落があるとして年金記録確認東京地方第三者委員会（当時）に対して訂正を求めた申立てにおいて、「平成9年3月頃、当時の事業主から、社会保険

料の負担ができなくなったので、社会保険から脱退し、国民健康保険等へ移行したい旨の説明を受け、それに同意した。」と供述している。

さらに、同僚から提出された平成9年4月分から同年9月分までの給与明細書からは、厚生年金保険料は事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び③において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年6月20日に、資格喪失日に係る記録を20年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、19年6月から同年8月までを70円、同年9月から20年1月までを80円、同年2月から同年8月までを100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月20日から20年9月1日まで
② 昭和20年12月頃から22年6月頃まで
③ 昭和22年6月頃から23年6月頃まで
④ 昭和24年1月頃から32年1月9日まで
⑤ 昭和32年7月1日から同年8月1日まで

申立期間①については、A社において昭和19年6月20日に被保険者資格を喪失したとされているが、C氏とともにD地区からB地区に異動となったものの、同日以降も同社に継続して勤務していた。終戦時の玉音放送を工場で聞いた記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間②については、E区F地区にあったG事業所に勤務していたにもかかわらず、記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間③については、当該期間のうちの半年間、H事業所に勤務していたにもかかわらず、記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

申立期間④については、当該期間もI社で勤務していたにもかかわらず、記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正して

ほしい。

申立期間⑤については、I社からJ社の事業主が独立する形で立ち上げた会社に同社の事業主と一緒に移った。期間を空けずに勤務していたはずなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、A社B工場における複数の同僚の供述により、申立人が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の記憶する同僚には、A社B工場において申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する上、複数の同僚が、前述の同僚は申立人と同様の仕事をしていた旨の供述をしている。

さらに、複数の同僚が、申立期間①当時は、A社B工場において社会保険に加入していない者はいなかった旨の供述をしていること、及び申立人と複数の同僚とが供述する当時の当該事業所の従業員数と年金事務所の記録上の厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致していることから判断すると、当時、当該事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該期間における上記同僚のA社B工場における厚生年金保険被保険者台帳の標準報酬月額の記録が昭和19年6月から同年8月までは70円、同年9月から20年1月までは80円、同年2月から同年8月までは100円であることから、同額とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に申立期間①において欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、E区F地区に所在したG社の適用事業所台帳及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社は昭和23年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所となっていないことが確認でき、同日より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は確認できない。

また、事業主と思われる人物は既に死亡しており回答も得られない上、昭和23年に入社したと供述する同年6月1日に同社で被保険者資格を取得した者は、入社当初は厚生年金保険の被保険者となっていなかった旨の供述をしている。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③については、当該期間においてH事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所が3社確認できるものの、申立人が勤務していたとするK県には同名称の適用事業所は存在しない上、申立人が同社の本社所在地などについて記憶していないことから申立事業所を特定することができない。

また、上述の3社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③において申立人の氏名は見当たらない上、当該期間及びその前後の期間に整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人が記憶する同僚についても上述の3社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名は見当たらない上、当該同僚の所在を確認できない。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間④については、I社の適用事業所台帳及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社は、昭和32年1月9日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所となっていないことが確認でき、同日より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は確認できない。

また、事業主及び昭和32年1月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚からは、申立人の主張をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、厚生年金保険被保険者番号払出簿により、申立人のI社に係る厚生年金保険の被保険者番号が昭和32年1月9日に払い出されていることが確認できる上、申立人と同日に同社で資格を取得した同僚も同日付けで厚生年金保険の被保険者番号が払い出されていることが確認で

きる。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、事業主から提出を受けた労働者名簿により、申立人がJ社の前身であるL事業所に昭和32年7月1日に雇入れられている記録が確認できるが、J社（名称変更前は、L事業所）の適用事業所台帳及び健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社は同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は適用事業所となっていないことが確認でき、同日より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は確認できない。

また、申立人が一緒にI社から移ったとする事業主も、申立人と同様に昭和32年7月に同社における厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、事業主は既に死亡していることから照会することができない上、昭和32年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚からは、申立人の主張をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②から⑤までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（長野）国民年金 事案 5217

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から46年3月まで

私は、20歳になった昭和43年頃、長兄が私の国民年金の加入手続をA町役場（現在は、B町役場）で行ったことを長兄と父から聞いていた。国民年金保険料は、長兄が地区の集金人に家族の分と一緒に毎月納付していたことを覚えている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年頃、その長兄が申立人の国民年金の加入手続をA町役場で行い、国民年金保険料は地区の集金人に家族の分と一緒に毎月納付していたことを覚えていると申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその長兄は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立期間に国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の家族のうち、その父は国民年金に加入していたことが確認できるものの、既に亡くなっており証言が得られないほか、当該期間について、申立人の妹及び弟は国民年金に加入しておらず、申立人の母、長兄及び次兄については、それぞれの国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年12月頃と推認されることから、長兄が集金人に家族の分と一緒に納付していたとする申立人の申述と相違している。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和44年11月頃払い出されたと推認され、その

時点では、申立期間のうち、43年6月から44年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であり、同年4月以降の保険料は現年度納付が可能であるが、上記のとおり国民年金の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5219

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から50年3月まで

私は、昭和46年3月頃、国民年金には必ず入らなくてはと思い、A市役所に行き、私と夫の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は2、3か月おきに、郵便局や銀行で夫婦二人分の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月頃、国民年金には必ず入らなくてはと思い、A市役所に行き夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は2、3か月おきに、郵便局や銀行で夫婦二人分の保険料を納付したと申し立てているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、46年3月から48年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、48年10月から50年3月までの期間は遡って保険料を過年度納付できる期間となるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、オンライン記録では、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も申立期間は未納となっている。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計

簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5220

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から50年3月まで

私は、昭和46年3月頃、国民年金には必ず入らなくてはと思い、A市役所に行き、私と夫の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は2、3か月おきに、郵便局や銀行で夫婦二人分の保険料を納付した。

夫の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、昭和46年3月頃、国民年金には必ず入らなくてはと思い、A市役所に行き夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は2、3か月おきに、郵便局や銀行で夫婦二人分の保険料を納付したと申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の妻は、加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和50年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、46年4月から48年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、48年10月から50年3月までの期間は遡って保険料を過年度納付できる期間となるが、申立人の妻は、保険料を遡って納付した記憶は無いとしている上、オンライン記録では、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も申立期間は未納となっている。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（茨城）国民年金 事案 5221

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から平成元年 3 月まで

私は、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれた母から、「平成元年 4 月分以降の国民年金保険料に昭和 50 年からの過去の未納保険料を毎月上乗せして納付した。」と母が病気になる前に聞いていた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれたとするその母から、「平成元年 4 月分以降の国民年金保険料に昭和 50 年からの未納保険料を毎月上乗せして納付した。」と聞いていたとしているが、国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその母は、病気療養中のため証言を得ることができず、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年 11 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人が主張しているような、元年 4 月以降に、同年同月分以降の国民年金保険料に、昭和 50 年からの未納保険料を毎月上乗せして納付することは、制度上できない。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 53 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 60 年 3 月まで

申立期間①について、私は昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月までは学生で、52 年 4 月から勤め始めたが臨時職員だったため、はっきりとは覚えていないが国民年金保険料を自分又は父が納付していたと思う。亡くなった父から「国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していた。」と言われたことを覚えている上、加入当時に父からもらった年金手帳も持っている。

申立期間②について、私は昭和 55 年 4 からも臨時で働いていたので、納付書又は口座振替で国民年金保険料を納付していた。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私は昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月までは学生で、52 年 4 月から勤め始めたが臨時職員だったため、はっきりとは覚えていないが国民年金保険料を自分又は父が納付していたと思う。亡くなった父から『国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していた。』と言われたことを覚えている。」としているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父は既に亡くなっており証言を得られず、申立人自身は加入手続に直接関与していない上、保険料の納付時期及び納付額等について記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 3 月頃に払い出され、申立人はこの頃に加入手続を行ったと推認されることから、申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間である。

2 申立期間②について、申立人は、「私は昭和 55 年 4 月からも臨時で働いていたので、納付書又は口座振替で国民年金保険料を納付していた。」としているが、申立人は、上記のとおり 61 年 3 月頃に加入手続を行ったと推認されることから、当該加入手続時点で、申立期間②のうち、55 年 4 月から 58 年 12 月までは、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②のうち、59 年 1 月から 60 年 3 月までの期間は過年度納付が可能な期間ではあるが、申立人は過年度納付に関する記憶が無く、これらの状況が不明である。

3 申立期間①は 37 か月、申立期間②は 60 か月の延べ 97 か月と長期間であり、これほど長期間にわたり行政側の記録管理に不備があったとは考え難い上、当員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 なお、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「被保険者になった日」に「昭和 50 年*月*日」と記載されていることをもって、当該日に申立人の父が国民年金の加入手続を行ったとしているが、この「被保険者になった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、加入日を特定するものではない。

5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成18年8月から19年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月から19年5月まで

私は、国民年金保険料を月々1万円にしてほしいとA市役所に相談し、納付用紙を作ってもらい、毎月必ず1万円を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を月々1万円にしてほしいとA市役所に相談し、納付用紙を作ってもらい、毎月必ず1万円を納付していたとしているが、国民年金保険料は、制度上、分納ができない上、A市から提出された「未納のA市税債務の承認及び納税確約書」及びA市の回答によると、申立人は、平成18年度の国民健康保険税の分納を希望し、18年10月から20か月間、毎月1万円の国民健康保険税を納付していたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料と国民健康保険税を混同していると考えられる。

また、申立期間は平成14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成14年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 15 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月から同年 6 月まで

平成 15 年 7 月に母が郵便局で現金を引き出し、A 市 B 区役所内の金融機関で、私が再就職するまでの 7 か月分の国民年金保険料として約 5 万円を納付したはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が平成 15 年 7 月に A 市 B 区役所内の金融機関で、申立人が再就職するまでの 7 か月分の国民年金保険料として約 5 万円を納付したはずであるとしているが、当該 7 か月分の保険料額は 9 万 3,100 円であり、申立人の母が納付したとする保険料額と相違している上、同区役所は、「区役所内の金融機関では以前から国民年金保険料の収納は行っていない。」と回答している。

また、申立期間は、平成 14 年 4 月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成 14 年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性が極めて低くなっていると考えられる。

さらに、オンライン記録から申立人の平成 14 年 12 月から 15 年 3 月までの国民年金保険料（5 万 3,200 円）が同年 7 月に過年度納付されていることが確認でき、申立人の母が納付したとする保険料は当該期間の保険料である可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5225

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から同年 9 月まで
私は平成 6 年頃、A 町役場から国民年金に関する呼出状が届いたため、A 町の B 公民館へ出向き、その時に申立期間の国民年金保険料約 6 万円を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 6 年頃、A 町役場から国民年金に関する呼出状が届いたため、A 町の B 公民館へ出向き、その時に申立期間の国民年金保険料約 6 万円を納付したとしているが、申立人が納付したと主張する 6 年頃の時点においては、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人が申立期間の保険料として納付したとする約 6 万円は、申立期間の保険料額 2 万 9,600 円と相違している。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、何の手続を行った時かは覚えていないが、昭和 62 年頃に A 市 B 出張所の女性職員から、3 か月分の国民年金保険料が納付されていないので納付したほうが良いと言われ、その場で 5 万円くらい現金で納付した。

申立期間に係る国民年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年頃に A 市 B 出張所の女性職員から、3 か月分の国民年金保険料が納付されていないので納付したほうが良いと言われ、その場で 5 万円くらい現金で納付したとしている。

しかしながら、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者となっており、申立人はその被扶養配偶者であるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 8 月頃に払い出されたと推認され、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、第 3 号被保険者制度が始まった「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されているほか、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿においても、資格取得日は「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることから、申立期間は国民年金の任意未加入期間であり、申立人が主張する昭和 62 年頃に申立期間の保険料を遡って納付することは、制度上できなかつたと考えられる。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から57年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から57年2月まで

私は、学生であった20歳頃に、A区役所から国民年金に加入するようとの通知を受け取ったので、加入手続をして国民年金保険料を納付し、その後、B区C地区、D区E地区、F区G地区及びH区I地区においても金融機関及び郵便局で納付した。昭和53年4月に大学を卒業した後も57年3月に会社に就職する頃までJ郵便局で定期的に保険料を納付していた覚えがある。

申立期間中に国民年金保険料の納付記録が全く無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった20歳頃にA区役所において国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付し、その後もそれぞれの住所地において、金融機関及び郵便局で保険料を納付し、昭和53年4月に大学を卒業した後も、57年3月に会社に就職する頃までJ郵便局で定期的に保険料を納付していた覚えがあるとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和59年7月頃にH区で払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和48年6月から56年3月までは、国民年金の未加入期間と記録されており、当該期間は、制度上、保険料納付ができなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 54 年 12 月まで

私は、出産のため会社を辞めた昭和 52 年 2 月頃から 3 年ぐらいの期間は、A 市において毎月 4 万円くらい、税金や保険料を納めていた。その中には、夫婦二人分の国民年金保険料も含まれていたと思う。

申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「出産のため会社を辞めた昭和 52 年 2 月頃から 3 年ぐらいの期間は、A 市において毎月 4 万円くらい、税金や保険料を納めていた。その中には、夫婦二人分の国民年金保険料も含まれていたと思う。」としているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険被保険者記号番号が付番されており、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は、制度上、保険料納付ができない未加入期間であると考えられる。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、申立人と離婚後の昭和 58 年 9 月頃に払い出されたと推認され、申立期間当時は申立人と同様、国民年金には未加入である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月 18 日から 56 年 4 月 11 日まで
国の記録では、A社に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、昭和 55 年 10 月頃、通勤途中で交通事故に遭い、入院したことがあるので、同社に勤務していたことは間違いない。第三者委員会で調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「何か月かは不明であるが、申立期間当時は試用期間があり、その間は雇用保険のみ加入させていたようである。」と回答している。

また、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録のある同僚 10 人について調査をしたところ、その全員において雇用保険の取得日より 1 か月から 6 か月遅れて厚生年金保険の資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、当該事業所では、従業員の入社後一定期間経過した後に厚生年金保険の資格を取得させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、申立人に係る人事記録等は既に廃棄している旨回答しており、申立人の厚生年金保険の保険料控除等について確認することができない。

なお、申立人は当該事業所に入社して約半年経過した昭和 55 年 10 月頃、出勤途中において交通事故に遭い、B職として働くことが困難となったた

め、56年1月頃から当該事業所を休業していたと供述しているほか、C市の国民年金被保険者台帳によると、申立人は58年1月12日に、55年10月から56年3月までの国民年金保険料を遡って納付していることが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7821（新潟厚生年金事案 1024 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年5月から32年2月まで

年金事務所の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた際の厚生年金保険被保険者記録が無い。当時、私は、C班に所属し、D工事現場におけるE工事に携わっていた。直属の上司の名前も記憶しており、その上司の代行を務めることもあった。

今回、私をC班に紹介した人の名前を思い出したので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主の回答及び同僚の供述により、班員（班長が採用した労働者）は厚生年金保険には加入させていなかったことがうかがえることなどを理由として、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年7月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、当時所属していたC班への紹介者の名前及び経歴を挙げている。

しかしながら、上記紹介者の現在の所在は確認できないことから、申立人の勤務実態の詳細及び保険料控除を明らかにすることができない。

また、申立期間当時、A社に勤務し、申立人が勤務していたD工事現場において事務部門の課長を務めていた同僚は、「C班の班長は『F係』と呼ばれ、親方として現場の人集めをしていた。これは、今でいう下請組織である。F係は、A社の社員であるが、F係が集めた班員は、厚生年金保険には加入しておらず、保険料も控除していない。」と供述している。

さらに、D工事現場においてG業務を担当していた同僚は、「C班はと

でも大きい班で、出稼ぎの人が多かった。そういう人は日雇の健康保険には入っていたが、下請なので、厚生年金保険には入っていなかったと思う。」と供述している。

加えて、A社において厚生年金保険被保険者名簿に名前のある同僚 23 人に照会し 11 人から回答があったところ、その全員が「(自分は) 班には所属していなかった。」と供述しており、そのうち、D工事現場に勤務していたと回答した同僚は 6 人確認できたが、申立人を記憶している者は見当たらない。

このほか、申立人は、新たな資料や情報は提出しておらず、そのほかに年金記録確認新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（栃木）厚生年金 事案 7823

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年12月15日から33年9月30日まで
② 昭和40年10月1日から46年1月30日まで

私は、年金記録を確認したところ、A社及びB社における厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されたことになっているが、脱退手当金を受け取った記憶が無い。調査をして記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているとは考え難い。

また、申立期間①については、脱退手当金が支給決定された当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金を受給できなかったところ、申立人は、A社を退職後、昭和40年10月まで厚生年金保険への加入歴が無く、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月以内に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立期間②については、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されており、当該事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月以内に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情

は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東（長野）厚生年金 事案 7824

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月 11 日
年金記録を確認したところ、A社において、平成 18 年 8 月に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 18 年の賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及びB銀行C支店から提出された申立人に係る「預貯金共通月中異動および残高明細表」から、給与の振込みは確認できるものの、申立期間の賞与の振込みは確認できない。

また、申立人から提出された平成 18 年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）の支払金額と賃金台帳の支給額合計から通勤費を差し引いた金額は一致しており、源泉徴収票と賃金台帳の社会保険料等の控除額も一致していることから、申立期間に係る賞与の支給が無いことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7827（埼玉厚生年金事案 4697 及び 6712 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から 13 年 11 月 16 日まで
A社に勤務していた期間のうち、平成 12 年から退職するまでの期間の標準報酬月額の記録が 20 万円となっているが、当時の報酬はそれよりも高額だった。これまでに二度申立てを行ったが、当該期間については記録の訂正が認められなかった。当時の源泉徴収票を提出するので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成 12 年分及び 13 年分の申立人に係る給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1 万 7,350 円）に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないとして、既に年金記録確認埼玉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、22 年 12 月 8 日付け及び 24 年 2 月 8 日付けで、あっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに平成 12 年分及び 13 年分の申立人に係る給与所得の源泉徴収票並びに 13 年 1 月分から同年 11 月分までの給与明細書を提出して、申立期間の再申立てを行っている。

しかしながら、今回、申立人から提出のあった上記源泉徴収票に記載されている金額は、前回までに年金記録確認埼玉地方第三者委員会で確認し

た、B 税務会計事務所及びC 税務署から提出された源泉徴収票に記載されている金額と全ての項目において一致している上、上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料額は、当該源泉徴収票により算出した厚生年金保険料額と一致していることから、今回の申立期間の記録訂正につながる新たな資料とは認められない。

このほかに、年金記録確認埼玉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（新潟）厚生年金 事案 7828（新潟厚生年金事案 1068 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から32年9月1日まで
年金記録を確認したところ、A区にあったB社に勤務していた期間のうち、昭和30年11月から32年8月までの厚生年金保険被保険者記録が無かった。第三者委員会に申立てを行ったが記録の訂正が認められなかった。今回、新たに当時の同僚の名前と同僚と一緒に撮影した写真を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、事業主は申立人がB社に勤務していたかは不明と回答していること、申立期間に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員のうち、回答があった二人が申立人のことを記憶していないと回答していること、及び申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いことなどの理由により、既に年金記録確認新潟地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年8月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として、当時の同僚7人と一緒に映った写真を提出するので、再度、調査をしてほしいと申立てを行っているところ、当該同僚7人のうち、回答があった4人は申立人がB社に勤務していたと回答していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、提出された写真に映っている同僚7人は、いずれも申立期間以前からB社で厚生年金保険被保険者資格を取得している者であり、

回答があった上記同僚4人は、申立人がいつまで勤務していたかについては記憶しておらず、申立期間に申立人が勤務していたかは不明としている。

また、提出された写真には日付等の記載は無い上、申立人は撮影された時期を記憶していないことから、今回提出された写真からは申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間に同社で被保険者資格を取得している者は19人確認でき、そのうち、所在が判明した8人に照会したところ、回答があった6人は、いずれも「申立人のことは記憶に無い。」としている。

加えて、申立人は、上記19人のうち、17人については「名前に記憶が無い。」としているほか、二人については「不十分ながら名字に記憶がある。」としているものの、いずれも当時の年齢が申立人の記憶とは異なっている。

また、申立人及び複数の元従業員は、B社には社長以下24人から25人の社員がいたと供述しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間のうち、昭和30年11月1日から32年3月31日までの期間については、同社で厚生年金保険の被保険者となっている者は17人から22人である。

以上のことから、今回申立人から提出された写真からは、年金記録確認新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

このほか、申立人から申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料の提出や証言は無く、年金記録確認新潟地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7834

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 61 年 12 月 1 日まで

申立期間に、A社の社長の次男と一緒にB社を設立し、社会保険に加入する労働条件で勤めていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の元配偶者が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録には、B社における昭和 54 年 1 月 5 日から 58 年 5 月 31 日までの記録が確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が適用事業所となっている記録は見当たらない。

また、法人登記簿謄本によると、B社は、昭和 60 年 1 月 9 日に名称を変更しC社になっているところ、適用事業所台帳により、C社は 61 年 12 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、当時経理を担当していたとされる者は、C社が厚生年金保険の適用事業所となる直前の昭和 60 年 7 月から同年 11 月までの期間が国民年金の保険料納付済期間となっていることが確認できる。

加えて、申立人に係る申立期間における診療記録についてD病院に照会したが、申立期間の資料は残っていなかったため、申立人の主張をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

また、C社が適用事業所となった日に同社で資格を取得し所在の確認できた者に照会したが、申立人の主張を裏付ける回答を得ることはできなかった。

さらに、当時の顧問税理士及びA社にも照会したが、申立人の主張を裏付ける回答を得ることはできなかった。

なお、法人登記簿謄本により、昭和57年11月24日にB社が本店をE区F地区からG区H地区に移転した際に、申立人は、代表取締役となっていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 7836

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月から22年12月まで
昭和20年4月から23年4月までの間、A事業所（現在は、B事業所）に勤務したが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態に係る申立内容から、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について「不明。」と回答している上、当時の事業主は所在不明であり、また、申立人と同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚も全員が所在不明であることから、申立人の勤務の実態及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人の被保険者番号「*」は、昭和23年1月21日付けでA事業所に払い出された払出番号「*から*」の中の一番号であることが確認できるとともに、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同年1月1日付けで、申立人を含む社員5人が厚生年金保険被保険者として、前記払出番号によって連番で資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。